

外国人留学生のインターンシップ受入れのお願い (企業等関係者の方へ)

国内の大学や大学院で学ぶ多くの外国人留学生が、日本国内での就職や日系企業への就職を希望しています。しかしながら、就職活動の準備不足等から思うように就職に結びつかない事例が見受けられます。

このため、日本の企業と外国人留学生との相互理解を促すとともに、外国人留学生に社会人として働くことの意義や就職活動に向けてのアドバイス等をご指導賜りたく、インターンシップのお受入れに対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

インターンシップの受入方法（各企業の事情に応じた受入れでお願いしています。）

- 実施時期：主に大学休講期間（7～9月、2～3月）
（これら以外の時期又は随時での受入事例あり）
- 受入期間：概ね1～2週間程度（より長期の受入事例あり）
- 受入人数：1名より
- 募集方法：東京、名古屋、大阪の外国人雇用サービスセンター（外国人版ハローワーク）及び福岡学生職業センターが大学窓口等を通じて募集を行い、受入企業側で選考いただきます。

インターンシップの受入れに関するQ&A

- Q：インターンシップ生に給料を支払うのか？
A：無報酬です。なお、交通費、食費、宿舍費等の補助を行っている事例があります。
- Q：どのようなインターンシップを行えばよいのか？
A：必須カリキュラムは設定していません。日本語での意思疎通が十分可能ですから、各企業での研修や既存のインターンシップのカリキュラムに沿った受入れ、現場実習など、受入れ可能な形でお願いしています。
- Q：インターンシップ受入れ期間中に、インターンシップ生の傷害や受入側に損害が発生してしまった場合にはどうなるのか？
A：万一の事故や損害に備え、国が保険料を負担するインターンシップ保険の加入手続を行います。
- Q：インターンシップの受入れで外国人留学生の採用が必須となるのか？
A：あくまでも採用とは別です。社会人として働くことの意義や職業選択及び就職活動に対する意識形成を図る機会として、留学生にも周知しています。

お問い合わせ先（ご要望に応じ説明にお伺いします。）

厚生労働省外国人雇用対策課	TEL：03-5253-1111 (内線5642)
東京外国人雇用サービスセンター	TEL：03-3588-8639
名古屋外国人雇用サービスセンター	TEL：052-264-1901
大阪外国人雇用サービスセンター	TEL：06-6344-1135
福岡学生職業センター	TEL：092-714-1556

